

進級・卒業基準

卒業認定は、教育課程の定めるところにより、修業年限以上在学し、教育指導計画に従って授業科目を履修し、その成果が満足できると認められた時には、後期成績判定会議及び卒業判定会議を経て各課程の卒業を認定する。

進級認定は、残りの修業年限で卒業できる可能性がない場合のみ原級留置とする。教育課程については、学則(学生便覧に掲載)に公表している。